

# 平成 30 年度七ヶ浜町都市マスタープラン改定業務仕様書

## 第 1 章 総 則

### (適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、七ヶ浜町（以下「発注者」という。）が実施する「平成 30 年度七ヶ浜町都市マスタープラン改定業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

### (目 的)

第 2 条 現行の七ヶ浜町都市マスタープランは、平成 7 年 3 月に策定された。その後、「自然との調和により、人間らしく生き、快適で住みやすいまちづくり」を基本理念とする七ヶ浜町長期総合計画が、平成 22 年 12 月に策定された。現行計画は、改定から概ね 22 年が経過し、その中において人口が増加から減少に転じるほか、少子高齢化が一層進展するなど、七ヶ浜町を取り巻く環境は大きく変わってきている。一方、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により本町は大打撃を受けたが、高台住宅団地をはじめ、災害公営住宅、地区避難所が完成し復興への道筋が見えてきている。

そこで、本業務は、県が策定する「仙塩広域都市計画区域の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や七ヶ浜町長期総合計画などに即しながら、町の特性や課題を踏まえるとともに、これから概ね 20 年間（平成 52 年を目標）にわたる将来の町のあるべき姿や町民にわかりやすい都市づくりの方針を示すために、現行の都市マスタープランの改定を行うことを目的とする。

### (対象区域)

第 3 条 本業務の対象区域は、仙塩広域都市計画区域内の七ヶ浜町とする。

### (改定期間)

第 4 条 本業務の改定にあたっては、平成 30 年度と 31 年度の 2 ヶ年度で実施するものとする。

### (通 則)

第 5 条 受託者（以下「受注者」という。）は、本業務を実施するにあたって、本仕様書のほか関係法令及び関連計画に基づいて、的確に業務を遂行しなければならない。

1. 都市計画法
2. 都市計画運用指針
3. 都市計画区域マスタープラン（仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）
4. 国土利用計画七ヶ浜町計画
5. 七ヶ浜町長期総合計画
6. 七ヶ浜町復興まちづくり
7. その他関係法及び通達

### (実施計画)

第 6 条 受注者は、契約後速やかに業務計画書、着手届、工程表、主任技術者及び現場代理人届を監督員に提出し承諾を得なければならない。これを変更する場合も同様とする

### (工程管理)

第 7 条 受注者は、業務計画に基づき業務の進捗状況について、適時監督員に報告し適正な工程管理に

努めなければならない。

(責 務)

第8条 本業務の課程において、貸与を受けた資料及び知り得た内容、資料並びに成果品は、受託者の許可なく外部に公表若しくは貸与・譲渡等をしてはならない。提供資料について破損紛失等重大な過失を生じた場合は、受注者がその責任を負うものとする。

(疑 義)

第9条 本仕様書に明示なき事項又は疑義を生じた場合、受注者は発注者と協議の上指示を受けるものとする。

(業務概要)

第10条 本業務の概要は次のとおりとする。

1) 平成30年度の業務内容

- ① 計画準備
- ② 七ヶ浜町の現況把握
- ③ 町民意向調査
- ④ まちづくりの問題・課題の整理
- ⑤ まちづくりの目標の検討
- ⑥ まちづくりの方針の検討
- ⑦ 庁内関係課会議の運営支援（1回）
- ⑧ 策定委員会の運営支援（3回）
- ⑨ 都市計画審議会資料作成（各3回）

2) 平成31年度の業務内容

- ① 地域別構想の検討
- ② 実現化方策の検討
- ③ 庁内関係課会議の運営支援（1回）
- ④ 策定委員会の運営支援（2回）
- ⑤ パブリックコメント実施支援
- ⑥ 町都市計画審議会資料作成（2回）
- ⑦ 町民説明会（意見交換会）の開催支援
- ⑧ 計画書の取りまとめ、概要版作成

## 第2章 平成30年度業務内容

(計画準備)

第11条 本業務の実施にあたり、業務計画書及び工程管理計画を立案する。

(七ヶ浜町の現状把握)

第12条 県、町統計データ及び各種既往計画等からまちづくりの課題を検討するための前提となる人口、世帯数、土地利用現況、法規制状況、公共交通の状況、市街地形成過程などの基本的なまちづくり状況を把握する。また、上位計画や既往各種計画等の資料収集・整理を行うとともに、現行の都市マスタープラン及び復興まちづくり計画、七ヶ浜町総合戦略、既往計画に位置づけられている施策・方針に基づいた事業の進捗状況や今後継続可能な計画の検討など、各種資料及び担当課からの情報提供により行う。

(町民意向調査)

第13条 町民の「まちづくり」に対する関心を把握するために、町民意向調査を実施し、集計、解析等を行い、「まちづくり」の問題点や課題を把握する。

町民意向調査の配布数は2,000通（無作為抽出）とし、調査票の配布・回収は郵送とする。

(まちづくりの課題)

第14条 上位計画や関連計画に位置づけられている方針、計画、施策を踏まえつつ、町民意向調査や庁内関係課会議、策定委員会などを通じ、七ヶ浜町を取り巻く広域的・即地的な問題・課題を整理する。

(まちづくり目標の検討)

第15条 七ヶ浜町長期総合計画を踏まえつつ、町の特性や国土利用計画七ヶ浜町計画、町民意向等に留意しつつ、七ヶ浜町の都市計画が将来的に目指すべきまちづくり目標（理念、目標、将来人口、将来の都市構造）を明確にする。なお、将来人口フレームについては、「七ヶ浜町人口ビジョン」との整合を図り設定する。

(まちづくりの方針の検討)

第16条 都市づくりの課題や基本目標を踏まえ、庁内関係課会議の意見を反映させ、町民に分かりやすい各分野の方針を設定する。

- 1) 土地利用の方針
- 2) 交通体系形成の方針
- 3) 都市機能に関する方針
- 4) 都市防災に関する方針
- 5) 環境保全・景観形成に関する方針

(庁内関係課会議の運営支援)

第17条 庁内関係各課で構成される庁内関係課会議を1回開催し、都市計画マスタープランに反映する。庁内関係課会議は担当課が事務局となり、受注者は庁内関係課会議資料の作成及び協議会への参加を行う。

(策定委員会の運営支援)

第18条 学識経験者を含めた策定委員会を設置し、庁内関係課会議で検討した内容について策定委員会

に諮る。開催回数は、3回開催し、都市計画マスタープランに反映する。また、策定委員会は担当課が事務局となり、受注者は策定委員会資料の作成及び委員会への参加を行う。

(都市計画審議会資料作成)

第19条 都市計画マスタープランの概要、アンケート調査、全体構想(案)について、町都市計画審議会への中間報告資料(3回分)を作成する。

(打合せ協議)

第20条 業務実施に際して、業務着手時、業務中間時、業務完了時の3回を基本として打合せ協議を行う。また、基本となるこれらの打合せ協議以外にも、業務の進捗状況に応じて適宜実施する。

### 第3章 平成31年度業務内容

#### (地域別構想の検討)

第21条 現在の土地利用特性や社会的圏域を踏まえ地域区分を行い、各地域の現況や課題を簡潔に整理するとともに、全体構想に準じた各分野の方針を設定し、地域別の目指すべき都市像を明確にする。

#### (実現化方策の検討)

第22条 計画の基本方針や講ずべき施策・事業等に関する事項、地域別の都市づくり方針を実現するために必要な方策・取り組み等について検討する。

また、長期にわたる計画となることから、必要に応じた見直しを行うための方針（PDCAサイクル）についても検討を行うとともに、本計画で掲げた施策・事業の実施項目ごとに達成状況等が検証できる進行管理表等を作成する。

#### (庁内関係課会議の運営支援)

第23条 庁内関係各課で構成される庁内関係課会議を1回開催し、都市計画マスタープランに反映する。庁内関係課会議は担当課が事務局となり、受注者は委員会資料の作成及び協議会への参加を行う。

#### (策定委員会の運営支援)

第24条 庁内関係課会議で検討した内容について策定委員会に諮る。開催回数は、2回開催し、都市計画マスタープランに反映する。また、策定委員会は担当課が事務局となり、受注者は委員会資料の作成及び委員会への参加を行う。

#### (パブリックコメントの実施)

第25条 計画内容について、広く一般町民からの意見を聴取するために、七ヶ浜町都市計画マスタープラン（案）のパブリックコメントを1回実施する。受注者は、パブリックコメント用の原稿データ作成及び聴取した意見に対する助言等の支援を行う。

#### (町民説明会開催支援)

第26条 計画の策定にあたって、より身近な意見等を聴取するために、地区別説明会（意見交換会）を開催する。受注者は説明会資料の作成及び説明会への参加を行う。

#### (都市計画審議会資料作成)

第27条 地域別構想、町民説明会（意見交換会）の概要、都市計画マスタープラン（案）について、町都市計画審議会への報告資料（2回分）を作成する。

#### (計画書の取りまとめ、概要版の作成)

第28条 庁内関係課会議及び策定委員会、都市計画審議会との調整を踏まえつつ、最終的な校正等を経た上で「都市計画マスタープラン」計画書の印刷原稿を作成する。また、A3版両面3枚程度の概要版の印刷原稿を作成する。

#### (打合せ協議)

第29条 本業務実施にあたり、受注者は必要に応じ、発注者と適宜打合せ協議を行うものとする。

## 第4章 成果品

(成果品)

第28条 本業務の成果品は以下とする。

1. 平成30年度

- |            |    |
|------------|----|
| 1) 中間報告書   | 2部 |
| 2) 関連資料    | 一式 |
| 3) 上記電子データ | 一式 |

2. 平成31年度

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| 1) 完成報告書              | 2部   |
| 2) 七ヶ浜町都市計画マスタープラン計画書 | 100部 |
| 3) 七ヶ浜町都市計画マスタープラン概要版 | 100部 |
| 4) 関連資料               | 一式   |
| 5) 上記電子データ            | 一式   |